

入 札 情 報

公表日 令和 8 年 7 月 2 8 日

R 8 - 公募型期間入札
第 1 号

みんなの病院事務局総務課総務係

次により、公募型指名競争入札(期間入札)を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、高松市病院事業会計規程第 7 2 条において準用する高松市契約規則、高松市病院局契約事務取扱要綱第 1 項において準用する高松市契約事務処理要綱及び高松市病院局期間入札試行要領(※)及び高松市病院局期間入札(試行)に関する留意事項(※)、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類を持参又は郵送により提出してください。

なお、提出された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、提出が直ちに指名につながるものではありません。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です(高松市病院局公募型指名競争入札試行要領に準じています。)
- ・上記の※が付けられた高松市病院局の関係規程は、高松市病院局ホームページの「入札関係(入札情報等)」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を 8 月 1 7 日(月)午後 5 時までにみんなの病院事務局総務課総務係に提出する必要があります。御注意ください。
- ・表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

1 入札に付する業務	高松市立みんなの病院院内保育所運営業務委託
2 仕様書	<u>高松市立みんなの病院院内保育所運営業務委託仕様書</u>
3 業務の履行場所	高松市立みんなの病院院内保育所「どんぐり」
4 履行期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで
5 最低制限価格	設定しない
6 予定価格	非公表
7 入札保証金	免除(高松市病院事業会計規程第 7 2 条において準用する高松市契約規則第 9 条第 3 号)

8 契約保証金	要（高松市病院事業会計規程第72条において準用する高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。）
9 支払条件	各月完了払
10 入札参加条件	次に掲げる入札参加条件をすべて満たしていること。 (1) 高松市病院局公募型指名競争入札試行要領第4条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる要件を満たすこと。 (2) 参加申請書提出日現在、令和8年～10年高松市病院局物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。高松市契約監理課ホームページの高松市物品等入札参加資格者名簿と登載内容は同じ。）の営業種目名「89-099 その他の業務委託・役務の提供」に登載されていること。また、名簿に登載されているが、「89-099 その他の業務委託・役務の提供」の登録がない場合は、<u>業種実績概要書</u>を提出し、業種実績を有すると認められた者であること。 (3) 過去5年以内に元請として又は直営で保育定員15名以上の保育施設を2年以上管理運営した実績を有すること。 (4) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
11 入札参加申請	入札を希望する者は、参加申請書（指定様式）に入札参加条件(3)を明らかにすることができる書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。 なお、入札参加条件(2)に記載のとおり、名簿に登載されているが、「89-099 その他の業務委託・役務の提供」の登録がない場合は、「業種実績概要書」を必ず添付すること。 提出先 高松市立みんなの病院事務局総務課総務係 ※指定様式は次のとおり <u>公募型指名競争入札参加申請書</u>、<u>業種実績概要書</u>

1 2 参加申請書提出期間	令和 8 年 7 月 2 8 日（火）から同年 8 月 1 7 日（月）まで （同日午後 5 時必着） （注） 郵送の場合は、不着等の事故を防ぐため、一般書留又は簡易書留によるものとし、郵送に係る費用は本入札に参加しようとする者の負担とする。
1 3 指名(非指名)通知	（1） 通知は令和 8 年 8 月 2 1 日（金）までに F A X で送信する。 （2） 指名した者には入札通知書を、指名しなかった者には指名しなかった理由を送信する。
1 4 要領説明	実施しない。
1 5 質問及び回答	（1） 本業務の内容に質問がある場合は、令和 8 年 8 月 2 4 日（月）午後 4 時までに質問書をみんなの病院事務局総務課総務係に持参、F A X 又は電子メールで行うこと。 質問受付 F A X 番号 0 8 7 - 8 1 3 - 7 1 4 1 E メールアドレス byoinshomu@city.takamatsu.lg.jp ※指定様式は次のとおり <u>質問及び回答書</u> （2） 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表します。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上入札に参加しなければなりません。 ア 公表期間 令和 8 年 8 月 2 8 日（金）から同年 9 月 7 日（月）まで イ 公表方法 高松市病院局のホームページ上で公表します。 公表は期間初日の午後 1 時までに開始します。
1 6 入札書の提出期間及び提出先	提出期間 令和 8 年 9 月 8 日（火）から同年 9 月 1 7 日（木）まで 提出先 高松市立みんなの病院事務局総務課総務係 （注）1 持参する場合は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除きます。

	2 提出時間は、持参の場合は、いずれの日も午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までです。郵送の場合は、提出期間の最終日の午後 4 時 3 0 分までに必着させなければなりません。なお、郵送方法は「1 2 参加申請書提出期間」に記載の方法とする。
1 7 開札	日時 令和 8 年 9 月 1 8 日（金） 午後 3 時 場所 高松市立みんなの病院 2 階 第 3 会議室
1 8 再度入札	実施 提出期間 令和 8 年 9 月 2 4 日（木）～同年 9 月 2 9 日（火） 提出先 高松市立みんなの病院事務局総務課総務係 開札日時 令和 8 年 9 月 3 0 日（水） 午後 3 時 場所 高松市立みんなの病院 2 階 第 3 会議室
1 9 試行要領等	<u>高松市病院局公募型指名競争入札試行要領</u> <u>高松市病院局期間入札試行要領</u> <u>高松市病院局期間入札（試行）に関する留意事項</u>
2 0 入札参加者の心得	別添のとおり
2 1 委任状・入札書等	別添のとおり
2 2 契約条項	<u>契約書（案）</u>
2 3 問い合わせ先及び提出先	〒 7 6 1 － 8 5 3 8 香川県高松市仏生山町甲 8 4 7 番地 1 高松市立みんなの病院事務局総務課総務係 電話 0 8 7 － 8 1 3 － 7 1 7 1 F A X 0 8 7 － 8 1 3 － 7 1 4 1 E メールアドレス byoinshomu@city.takamatsu.lg.jp

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、高松市病院局は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する同令第 1 6 7 条の 4、高松市契約規則第 1 7 条第 1 項に

において準用する同規則第 5 条及び第 12 条の 4、高松市病院局期間入札試
行要領と高松市病院局期間入札(試行)に関する留意事項並びに「入札参加
者の心得」による。

(3) 「期間入札」とは、指定期間内に持参又は郵送により入札書を提出し
て行う入札をいう。高松市病院局期間入札試行要領及び高松市病院局期間
入札(試行)に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意
事項は、「別記(入札書を提出する際のチェックポイント)」をはじめ、重
要事項を記載している。

(4) 開札は、入札期間の末日の翌日(市の執務日)に行う。

(5) 契約は単価契約を含む契約とするが、契約の相手方の決定は、予定価
格の範囲内で最も安価な入札金額(税抜き・総合計金額)をもって入札し
た者に決定する。なお、記載した入札書別紙(算定内訳)は、入札書を入
れた封筒に同封しなければならない。また、契約単価は、消費税及び地方
消費税が課税となる項目については、入札書別紙の算定根拠に記載された
入札単価(税抜き・太枠内の金額)に当該金額の 100 分の 10 に相当す
る金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端
数を切り捨てた額)を契約単価とし、消費税及び地方消費税が非課税とな
る項目については、そのままの金額を契約単価とする。

(6) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為をしないこと。

(7) 契約保証金 次に定めるところによる。

ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額(長期継続契約の場合は、1 年当
たりの契約金額)の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付
し、又はこれに代わるべき担保(高松市契約規則第 23 条において準用
する同規則第 8 条第 2 項)を提供しなければならない。ただし、契約保
証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

イ 契約保証金には利子を付さないものとする。

ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供
した担保は、高松市病院局に帰属する。

(8) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り
消すものとする。

(9) 契約の締結については、高松市契約規則第 20 条に定めるところによ

るが、本案件について、落札者は発注者が指定する日までに記入押印した契約書を提出しなければならない。

- (10) 高松市病院事業管理者は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、高松市病院事業管理者は、その責めを負わない。

【高松市病院局指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成25年6月1日から、高松市病院局指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め、公表していますので、御留意ください。

- 高松市病院局指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)
- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいいます。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

詳しくは、契約監理課のホームページを御参照ください。

契約監理課 <https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>→事業者の方→入札・契約情報→契約監理課ホームページ

病院局 <https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>→事業者の方→入札・契約情報→病院局

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- （１） 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- （２） 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- （３） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- （４） 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- （５） 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市又は病院局の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課又は病院局のホームページに掲載しています。